

東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画

1 計画策定の背景と目的

東京都では、地域戦略として平成24年5月に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき特定外来生物に指定されているアライグマをはじめ、既に移入が確認されている外来種・移入種のうち、生態系に与える影響が大きい種について、都、区市町村、NPO等が連携して駆除を含む対策に取り組めるよう、生息状況や駆除の必要性などの情報を共有できる仕組みを検討することとした。

都内においては、特定外来生物に定められているアライグマ及び「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（通称「生態系被害防止外来種リスト」）において総合対策外来種に選定されているハクビシンによる農林水産業被害及び生活環境被害が多数発生している。なお、アライグマ及びハクビシンは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく狩猟鳥獣に定められている。

アライグマとハクビシンとは生息する環境に類似する部分があり、対策を進めるに当たっては、共通の計画に基づく防除を実施することが効率的かつ効果的である。

したがって、本計画は、アライグマ（カニクイアライグマを含む。）及びハクビシンの防除を目的とし、策定する。

2 防除の対象種

ネコ目アライグマ科アライグマ属

アライグマ（学名：*Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名：*Procyon cancrivorus*）

ネコ目ジャコウネコ科ハクビシン属

ハクビシン（学名：*Paguma larvata*）

3 防除を行う区域

東京都全域

（本計画に基づいて防除を行う区市町村は、資料1のとおり）

4 防除を行う期間

確認を受けた日から平成33年3月31日まで

5 現況

(1) 生息状況

都内全域を対象としたアライグマ及びハクビシンの生息調査等を行われていないが、都民からの相談や捕獲状況などの実績から、生息範囲はかなり広がっているものと考えられる。種ごとでは、アライグマは多摩地域を中心に分布が広がっており、個体数も増加傾向で区部への侵入も進んでいると推定され、ハクビシンは、都内各地に分布しており、個体数も増加傾向で区部にもかなりの数が生息していると推定される。また、両種共に奥多摩の高標高地においても目撃情報がある。(資料2を参照)

(2) 被害の状況

ア 生態系被害

アライグマ及びハクビシンが生態系に及ぼす影響については、まだ調査が十分行われておらず不明な点が多いものの、多摩地域の丘陵部では、アライグマによる、トウキョウサンショウウオ(絶滅危惧Ⅰ類:「東京都の保護上重要な野生生物種」(本土部)～東京都レッドリスト～2010年版)を含む両生類の大量捕食が報告されている。

区部では、市街化による環境変化が著しく、アライグマ又はハクビシンによる生態系への影響はあらわれにくいですが、残された自然が非常に脆弱であるため、その影響は自然が豊かな多摩地域よりも大きくなる可能性がある。

イ 生活環境被害

区部、多摩地域ともに、家屋侵入による天井裏などの糞尿汚損、足音・鳴き声による騒音や庭木の果実を食べ荒らすなどの被害が発生している。また、これに付随してノミやダニなどの衛生害虫をまき散らすこともある。さらに、放置された木造家屋をねぐらとして周辺で被害を与えているケースもあり、いわゆる「空き家問題」の新たな懸念材料ともなっている。

現時点では重要文化財などの重要建築物に大きな被害は確認されていないが、多くの神社仏閣で建物破損や糞尿汚損などの被害が報告されている。

ウ 農林水産業被害

農地の多い多摩地域を中心に、果樹や野菜を中心に、多数の被害が報告されている。(資料2を参照)

エ 人獣共通感染症

アライグマ及びハクビシンは、以下のような複数の人獣共通感染症に感染することが知られている。なお、都内において、現時点では、人への感染源となった事例報告はない。

ア) 接触感染する疾病

疥癬、皮膚糸状菌症、ツツガムシ病、レプトスピラ症、アライグマ糞線虫症等

イ) 経口感染する疾病

サルモネラ菌食中毒、カンピロバクター食中毒、エルシニア食中毒、トキソプラズマ症、アライグマ回虫による幼虫移行症、E型肝炎等

ウ) ペットへの感染の恐れがある疾病

ジステンパー、パルボウイルス感染症、アデノウイルス感染症等

エ) 今後発生を注意すべき疾病

狂犬病、エキノコックス症、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、重症急性呼吸器症候群（SARS）等

6 防除の目標

生息状況等のデータが不足しているため、当面は次のとおりとする。

(1) アライグマ

生態系、農林水産業及び生活環境への被害の軽減と分布域の拡大の防止を目標とし、最終的には野外からの根絶に努める。

(2) ハクビシン

生態系、農林水産業及び生活環境への被害の軽減と分布域の拡大の防止を目標とする。

7 防除の方法

(1) 防除の進め方

ア 地域

ア) 区部及び多摩地域

5 (1) 及び (2) の記載のとおりアライグマ及びハクビシンが定着していると考えられ、早急な対策に努める。

イ) 島しょ地域

未侵入と考えられるが、生息の有無に関する情報収集に努めるとともに、侵入防止のための注意喚起を行う。

イ 対応

ア) 捕獲

被害や目撃情報等があり生息が確実な地域とその周辺では、捕獲体制を整備して、目標を達成するための計画的防除を実施する。また、それまで生息が知られていない地域についても、積極的に生息情報を収集し、生息が確認された場合は速やかに防除を実施する。なお、捕獲体制、箱わなの設置場所、設置数、設置期間、捕獲個体の取扱い等、具体的な行動計画等は、前年度までの捕獲結果、調査研究結果をふまえて順応的に年度ごとに策定・改定する。

イ) 普及啓発

防除を進めるには、地域住民や関係者の理解と協力が必要であることから、生態系、農林水産業、生活環境及び人獣共通感染症の注意喚起として、被害実態、捕獲の必要性、農作物、生ごみ、庭木の果実やペットのえさなど誘引物となる食物の適切な処理、家屋への侵入口となる隙間や穴の補修、アライグマ及びハクビシンの生態など、被害予防対策や基礎的な知識などについて普及啓発を図る。

(2) 実施体制

捕獲については、区市町村を中心に地域住民、農業者、関係団体、研究機関等が連携して取り組む。

都は、区市町村の取組に対して財政的支援、技術的支援等を行うとともに、情報の収集、分析などを行い、計画的な防除の推進を図る。

また、都及び区市町村は、関係団体等と協力して都民への普及啓発に努める。

(3) 方法

捕獲には、原則として小型の箱わなを使用する。ただし、現場の状況により、やむを得ず箱わな以外の方法を用いる場合は、適切かつ効果的な方法を用いる。また、関係法令を遵守するとともに実施に際しては次のとおりとする。

ア 区市町村は、捕獲に従事する者（以下「従事者」という。）の氏名、担当地域などをとりまとめた従事者台帳（資料3-1を参照）を整備する。なお、アライグマの従事者に対しては、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する書類（資料3-2を参照）を発行する。また、ハクビシンの従事者については、更に鳥獣保護管理法第9条第1項の規定に基づく鳥獣捕獲許可等申請及び従事者証交付申請を行い、許可証、従事者証の交付を受ける。

イ 箱わなについては、原則として狩猟免許を有する者が使用する。ただし、狩猟免許を有していない者であっても、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、箱わなを使用できることとする。

ウ 資料4「捕獲等に関する留意事項」を遵守して行う。

(4) 捕獲した個体の取扱い

ア 捕獲した個体は、動物福祉及び公衆衛生に配慮し、麻酔薬の投与等できるだけ苦痛を与えない方法により殺処分し、原則として焼却により適切に処理する。都又は区市町村は、これらの処理が適切に実施されているかを監督する。

イ 飼養等について

ア) アライグマの場合

捕獲した個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等（飼養、栽培、保管又は運搬）の許可を得て飼養等を行うことができることとする。

捕獲した個体の飼養等を希望する者に対して、譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、その相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている場合、又は同法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合とする。

また、捕獲した個体を譲渡し等する場合、相手方は次の要件を満たすものとし、都及び区市町村は、譲渡し等の状況を取りまとめて、記録する。

<要件>

- ・外来生物法の規定に基づく飼養等に係る許可を受けていること
- ・捕獲個体を一定数収容できる施設を有していること
- ・捕獲個体を都又は区市町村から速やかに引き取りができること
- ・引取後 30 日以内に不妊手術、マイクロチップの装着、感染症の予防措置を実施すること
- ・捕獲個体の引き受けの状況を記録、保管するとともに、引き渡し元に対して、一定期間ごとに、個体の大きさ等、必要な情報（写真等を含む。）を提供すること

イ) ハクビシンの場合

鳥獣保護管理法に基づき適切な捕獲許可を受けた上で行う場合に限る。

(5) 傷病獣等として確保された個体の取扱い

アライグマ及びハクビシンが傷病獣や錯誤捕獲個体として確保された場合は、原則として、放獣は行わず、確保した自治体により、上記(4)の捕獲した個体と同様に取り扱う。

(6) モニタリング

都は、区市町村と協力して、以下の情報の把握に努め、情報の収集、分析を行う。また、その結果から取組の効果を点検し、計画の見直しに適切に反映するよう努める。

ア 捕獲に関する情報（設置したわなの位置、個数、期間、捕獲数等）及び目撃情報、被害情報等（資料3-3、3-4を参照）

イ 上記以外の調査研究による情報

(7) 被害予防対策

被害の軽減と分布域の拡大の防止のため、地域全体でアライグマ及びハクビシンの誘引となる要因をできるだけ排除するよう努める。生ごみの放置や農作物の放棄、果実の取り残し等については適切に処理し、併せて防護柵等の効果的な活用を努める。

また、アライグマ及びハクビシンによる家屋への侵入を防止するため、侵入口になりそうな壁や床下、屋根付近等の隙間はふさいでおく。特に、古い木造建造物は、繁殖場所として利用されやすいため十分に注意する。

人獣共通感染症について、これまでにアライグマ又はハクビシンを原因とする発生の報告はないが、保健所等の関係機関と連携して、捕獲の従事者等への周知徹底を図り、発生に際しては速やかに適切な対応を行う。

8 東京都外来鳥獣（アライグマ・ハクビシン）防除対策検討委員会の設置

都では、アライグマ及びハクビシンの捕獲実態並びにアライグマ等に係る調査の結果を踏まえ、都内におけるアライグマ及びハクビシンの更なる防除を推進するための検討を行うことを目的として、学識経験者、自然保護団体関係者、区市町村行政関係者、東

京都等で構成される「東京都外来鳥獣（アライグマ・ハクビシン）防除対策検討委員会」を設置した。

本防除実施計画及び実施方法に関すること、その他アライグマ及びハクビシンの防除に関することを議論し、各方面からの意見を反映させるよう努める。

9 関係者との調整

防除に当たっては、地域住民、土地所有者、施設管理者等への情報提供や普及啓発を進めながら、防除への合意形成に努める。

都は、取組状況を把握するため、区市町村に対して従事者台帳等の情報について報告を求めることができる。なお、本計画に基づかない、民間事業者等による捕獲については都が情報を収集し、区市町村へ情報提供を行う。

都及び区市町村は、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する者の育成に努める。

10 普及啓発の推進

パンフレットやホームページ等の活用により、都民に対し、アライグマ及びハクビシンの被害予防対策や基礎知識について普及啓発を図るとともに、本計画に基づく防除事業の周知に努める。